

## 7 臨床栄養師臨床研修実施細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床栄養師資格認定規則第7条第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)について、必要事項を定める。

(実施主体および臨床栄養師研修施設)

第2条 臨床研修の実施主体は学会とする。

2 臨床研修は、理事会の決議により第9条の臨床研修施設要件を充足し、臨床研修の委託先として適当と認める医療・福祉施設(以下「臨床栄養師研修施設」という。)において実施する。

2 医療・福祉施設は、臨床栄養師研修施設認定申請書(様式第(臨)ー01号)及び臨床栄養師研修生募集要項(様式第(臨)ー02号)を学会に提出し、学会は、臨床栄養師研修施設として認定された医療・福祉施設に対して、臨床栄養師研修施設認定証(様式第(臨)ー03号)を交付する。

3 臨床栄養師研修施設については、別表3に示す。

(研修責任者等)

第3条 臨床栄養師研修施設における研修責任者には当該施設の管理者等の施設を代表する者が充たり、臨床研修の監督責任者には当該施設に所属する常勤の臨床栄養師が充たる。ただし、臨床栄養師と同等以上の能力がある管理栄養士が臨床栄養師に代わることができる。

2 臨床栄養師研修施設における監督責任者以外の常勤の臨床栄養師、管理栄養士等であって、研修責任者及び監督責任者から推薦があった者に対して、臨床栄養師研修委員長は研修指導者の名称を付与するものとする。

第3条の2

臨床研修の履修者「以下「研修生」という。」は、臨床栄養師研修施設が定める規定を遵守しなければならない。

(研修内容)

第4条 臨床栄養師の養成に求められる臨床研修(900時間)の履修内容は、次の科目とする。

- ① 倫理とチーム活動
- ② 栄養ケア・マネジメントと情報管理
- ③ 科学的論拠に基づいた栄養ケア・マネジメント
- ④ 栄養ケア・マネジメントの運営
- ⑤ 栄養アセスメント・栄養ケア計画
- ⑥ 特定保健用食品・保健機能食品・病者用食品の検討
- ⑦ 経腸・静脈栄養法
- ⑧ 栄養教育
- ⑨ 症例検討と発表

- ⑩ 退院計画・指導
  - ⑪ 在宅栄養ケア・マネジメント
  - ⑫ 集団の栄養評価と計画
  - ⑬ 地域栄養活動
  - ⑭ 栄養政策と栄養士活動
  - ⑮ 給食経営管理
  - ⑯ 経営の基礎
  - ⑰ 人材教育と自己研鑽、生涯学習
  - ⑱ その他の臨床栄養士の養成に必要な科目
- 2 第1項第1号から第18号の科目については、栄養サポートチーム研修の科目を含む。
- 3 臨床研修は900時間実施し、その内訳は次のとおりとする。
- ① 一般病院、特定集中治療室等 350～450時間
  - ② 医療療養病床、回復期リハビリ・介護保険施設 150～200時間
  - ③ 地域栄養活動（外来栄養指導・訪問栄養食事指導、介護予防のための栄養改善サービス等 居宅患者等への栄養管理・相談）150～200時間
  - ④ 給食経営管理（フードサービスとマネジメント）150～200時間

#### （義務）

第5条 臨床栄養師認定試験の受験者は、前条に規定する科目を研修内容とする臨床研修を履修しなければならない。

#### （臨床研修マニュアル）

第6条 臨床研修は臨床栄養師研修施設が定める臨床研修マニュアルに基づいて行われる。臨床研修マニュアルは、臨床栄養師研修委員会および臨床栄養師施設研修委員会が定める臨床栄養師臨床研修マニュアル作成のための手引きに基づいて、監督責任者が実施の可能性、具体性を重視して作成し、臨床栄養師研修委員会及び臨床栄養師施設研修委員会が適当と認めたものでなければならない。

#### （評価）

第7条 研修生の評価は、監督責任者が実施する。

2 履修すべき科目ごとに掲げた目標の達成度を「A」85%以上、「B」70-84%、「C」60-69%、「D」59%未満として判定後、臨床研修履修の総合達成度を「A」から「D」の評価によって判定する。

3 総合達成度が「D」と判定された者には臨床研修の修了を認めない。

4 総合達成度が「D」となった者は、研修領域の全時間を再履修しなければならない。監督責任者は、研修領域の中で行動や技術が未熟、または改善する項目を掲げ、その項目の再履修を必要とする時間を決定し、研修生に提示する。

(広 報)

第8条 学会は、第2条に掲げる臨床栄養師研修施設が実施する臨床研修の期日、場所等の概況を会員に広報する。

(臨床栄養師研修施設要件)

第9条 臨床栄養師研修施設は第三者評価(急性期病院、回復期リハビリテーションについては日本病院機能評価機構、介護保険施設については地方自治体)またはこれに準ずる評価を受けていなければならない。ただし、第三者評価を受けていない場合には、臨床栄養師研修委員会が適当と認める施設でなければならない。

2 臨床栄養師研修施設が本細則に定める規定を満たさなくなった場合は、認定を取り消す。また臨床栄養師臨床研修施設認定取り消し届け(様式第(臨) -11号)を学会に提出する。

3 臨床栄養師研修施設は、本細則に定める規定に係る状況に変更があった場合は、すみやかに臨床栄養師臨床研修施設認定変更届け(様式第(臨) -17号)を学会に提出する。

4 臨床研修マニュアルの再評価を臨床栄養師施設研修委員会より求められた場合には、速やかに同マニュアルを見直し、それを提出しなければならない。

(受託研修)

第10条 臨床栄養師研修施設は、臨床研修を誠実に実行し、その質を高めるように努めなければならない。

2 臨床栄養師研修施設は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて必要な書類等を整備しなければならない。

(学会書類等)

第11条 学会は、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に基づいて書類等の取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

2 学会は、すべての研修生の履修結果を、臨床研修実施報告書(履修・修了者名簿)(様式第(臨) -10号)に記載する。

3 前項の履修結果を、学会理事会および審査会に報告する。

(履修通算)

第12条 臨床栄養師の臨床研修の履修について、履修科目が第4条に定める内容を充足している場合には臨床栄養師研修施設相互間での履修通算を認める。

2 前項に規定する臨床研修のうちの一部を実施する臨床栄養師研修施設は、その履修状況等を示す次の臨床研修(全部・一部)履修証明書(様式第(臨) -08号(正・副2通))を研修生に発行する。

3 前項に規定する書類の発行を受けた研修生は、そのうちの正の書類を添付した臨床研修履修報告書(様式第(臨) -09号)を、認定試験の申込時に学会に提出するものとする。

(履修期間)

第 13 条 臨床研修の履修期間は 3 年間を最長とし、臨床研修開始時から 1 年を経過した後は 1 年毎に臨床栄養師研修委員会に延長を届出のこととし(様式は任意とする。)、臨床栄養師研修委員会の承認を得なければならない。

(臨床研修のマッチングシステム)

第 14 条 学会は、臨床研修を希望する者が臨床栄養師研修施設を容易に選定できるよう、臨床栄養師研修施設の概要、連絡先、募集人数、研修プログラム、募集条件などの情報を提供する体制を整備する。

2 学会は、臨床栄養師マッチング支援事業の実施要綱を別途定める。

(書類様式)

第 15 条 臨床研修に必要な書類等の様式については、臨床栄養師臨床研修書類様式細則に別に定める。

(受講料等)

第 16 条 臨床研修を受けるために研修生が負担する金額は、臨床栄養師資格認定等費用細則に別に定める。

(中断・延期)

第 17 条 研修生が臨床研修を受ける臨床栄養師研修施設が決定された後に臨床研修を中断、あるいは延期する場合には、臨床栄養師臨床研修延期申請書 第(臨)ー13号を学会に提出する。延期期間は、1年間有効とする。

付 則

- 1 この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 20 年 3 月に改定され、平成 20 年 4 月以降の事項について適用する。
3. 令和 5 年 4 月 1 日以降に、第 9 条④を削除する。
4. この細則は、平成 22 年 6 月に改定され、平成 22 年 7 月以降の事項について適用する。
5. この細則は、平成 27 年 3 月に改定され、平成 27 年 4 月以降の事項について適用する。
6. この細則は、平成 29 年 6 月に改定され、平成 29 年 7 月以降の事項について適用する。
7. この細則は、平成 31 年 3 月に改定され、平成 31 年 4 月以降の事項について適用する。
8. この細則は、令和 2 年 3 月に改定され、令和 2 年 4 月以降の事項について適用する。

別表 3 臨床栄養師研修施設

臨床栄養師研修施設名	所在地等
	<p>〒 —</p> <p>TEL FAX</p>
	<p>〒 —</p> <p>TEL FAX</p>